

1 計画の概要

- 1 基本目標：障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現
- 2 計画期間：令和4年度から令和7年度までの4か年
- 3 位置付け：障害者基本法に基づき策定する、障害者施策の基本的方向性を示す。

| 種別 | 内容 | R0 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
|---------|--------------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 障害者計画 | ○ 施策の基本的方向性 ・ 基本理念、基本目標 | | | | | | | | |
| 障害福祉計画 | ○ 数値目標等の実施計画 ・ 数値目標、サービス必要量 | | | | | | | | |
| 障害児福祉計画 | | | | | | | | | |

3 計画改定のポイント

(1) 柱の追加・修正

<現行計画>

- I 障害者に対する理解と相互交流の促進
 - 1 障害者差別解消条例に基づく合理的配慮の提供の推進
 - 2 障害者スポーツと文化芸術活動の振興
- II 多様な障害者に対する自立を支える体制づくり
 - 1 早期支援体制の整備
 - 2 教育の振興
 - 3 重症心身障害児(者)に対する支援の充実
 - 4 発達障害のある人に対する支援の充実
 - 5 精神障害のある人に対する支援の充実
 - 6 難病のある人に対する支援の充実
 - 7 安心して暮らせるまちづくり

<次期計画>

- I 障害者に対する理解と相互交流の促進
 - 1 障害者差別解消条例に基づく不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の推進(重①)
 - 2 情報保障の推進(重③)
 - 3 障害者スポーツと文化芸術活動の振興
- II 地域における自立を支える体制づくり
 - 1 身近な相談支援体制整備の推進(重②)
 - 2 暮らしを支える福祉サービスの充実
 - 3 施設や病院から地域生活への移行の促進(重点②)
 - 4 一人ひとりの特性に応じた就労の促進
 - 5 地域での保健・医療体制の充実
 - 6 施設の防災、防犯、感染症対策の推進(重③)
 - 7 安心して暮らせるまちづくり

2 最重点施策

- <重点①> 改正に伴う、民間事業者による合理的配慮の提供促進
これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されることを踏まえ、条例の改正とともに、県民会議と連携し、更なる周知啓発や取組を促進する。
- <重点②> 親亡き後の地域生活継続のための仕組みづくり
親亡き後も障害のある人の生活を地域で支えるため、相談支援体制の整備や、昼間も支援可能なグループホームの整備など、地域での自立を支える支援体制を強化する。
- <重点③> 新しい生活様式における障害者に対する情報保障の推進と感染症対策の充実
ウィズコロナを踏まえた新しい生活様式において、情報を入力しやすい環境を目指し、障害分野での ICT 活用を推進する。また、障害福祉サービス事業所等の感染症対策を推進する。
- <重点④> 医療的ケア児に対する支援の充実
医療的ケア児支援センターの設置に向けた準備を進めていくとともに、支援に携わる専門人材の養成など、医療的ケア児等が地域で安心して生活できる支援体制の構築を図る。

(2) 主な取組の追加

- (障害に対する理解)
 - 民間企業の合理的配慮に対する理解・実践の促進
 - ◆ 当事者と協働した障害理解の啓発活動(情報保障)
 - 遠隔手話通訳サービス活用など情報保障の充実
 - ◆ 点字に加え拡大文字による情報提供、失語症向け支援

- (地域での生活支援)
 - 親亡き後の生活を支える、地域生活支援拠点等や日中支援型グループホーム整備の促進
 - 相談支援従事者等の質の向上
 - ◆ 地域生活支援拠点の整備、親亡き後の居住の場の確保(就労促進)
 - 経済的自立のため農福連携の拡充や福産品の販路拡大(防災、感染症対策)
 - 障害福祉事業所等での感染症予防対策の推進
 - ◆ 災害時の心のケアのための専門職団体等との連携

- (医療的ケア児への支援)
 - 医療・福祉・教育の連携による医療的ケア児の支援体制の構築
 - ◆ 医療的ケア児等コーデイナーの配置(発達障害のある人への支援)
 - 発達障害者支援センターを中心とした支援体制構築(強度行動障害のある人への支援)
 - 強度行動障害の重症化の予防や適切な支援

(3) 主な数値目標の設定

| 指標 | 現状(R2) | 目標(R7) |
|---------------|---------------|---------|
| 差別解消県民会議参加団体数 | 266 団体 | 340 団体 |
| 手話通訳者養成研修修了者数 | 過去5年平均 29.8 人 | 毎年 30 人 |

| 指標 | 現状(R2) | 目標(R7) |
|-----------------|--------|--------|
| 地域生活支援拠点等設置数 | 14 箇所 | 24 箇所 |
| 日中サービス支援型GH利用者数 | 232 人 | 521 人 |
| 働くまち創出センターの年間件数 | 1071 件 | 1200 件 |

| 指標 | 現状(H30~R2) | 目標(R4~R7) |
|--------------------|------------|-----------|
| 重症心身障害児者支援の専門人材養成数 | 累計 313 人 | 累計 500 人 |
| 発達障害児者支援の専門人材養成数 | 累計 657 人 | 累計 800 人 |

Ⅲ 多様な障害に応じたきめ細かな支援

1 早期支援体制の整備

(1) 早期発見対策の充実

【現状と課題】

- 低出生体重児等や未熟児については、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療を行うため周産期医療体制*の充実が求められています。
- 2017年度に実施した「障害のある方の実態調査」によると、療育手帳を持っている人のうち25.3%の人が「3歳児健診までに知的障害の診断・判定を受けた」と回答しているため、乳幼児健康診査*をきっかけに、障害の早期発見に結び付けていくことが必要です。
- 発達障害を早期に発見できるよう相談・健診指導の充実とともに、専門的な診断及び発達支援のための医療体制の構築が求められています。

【県の取組】

- ① 市町、医療機関、福祉施設等と連携し、障害のある子どもの早期発見に取り組みます。【健康福祉部障害者支援局】
- ② リスクの高い妊産婦や新生児への高度な医療の提供のため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療センターを支援し、地域の医療機関との連携体制を確保します。【健康福祉部医療局】
- ③ 保健師等による家庭訪問や健康相談、乳幼児健康診査*により、未熟児や障害のある子ども等に対し、きめ細かな相談指導や育児支援を行います。【健康福祉部こども未来局】
- ④ 発達障害の早期発見体制の充実を図るため、小児科医等のかかりつけ医に対する研修の実施や新たに診療を開始する病院の医師に対する医療技術の研修（陪席研修）のほか、発達障害に関する医療機関の情報提供などを行います。【健康福祉部障害者支援局】
- ⑤ 疾患等の早期発見、早期治療により障害の軽減を図るため、こども医療費などの医療費助成事業により、負担の軽減を図ります。【健康福祉部こども未来局】
- ⑥ 小児慢性特定疾病*児童等の健全育成のため、医療費の一部を公費助成し負担軽減を図ります。【健康福祉部こども未来局】
- ⑦ 新生児聴覚スクリーニング検査により、聴覚に障害（又は疑い）のある子どもを早期発見し、人工内耳、補聴器、手話等に関する情報を提供することにより、必要な治療や療育へとつなげる支援を行います。【健康福祉部こども未来局】